

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月29日

【事業年度】 第108期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社ヤマタネ

【英訳名】 Yamatane Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 友 保 則

【本店の所在の場所】 東京都江東区越中島一丁目1番1号

【電話番号】 03(3643)2611(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 安 斉 正 美

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区越中島一丁目2番21号 YKビル12階

【電話番号】 03(3820)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 安 斉 正 美

【縦覧に供する場所】 ※株式会社ヤマタネ関東支店
(東京都江東区越中島一丁目1番1号)

※株式会社ヤマタネ関西支店
(兵庫県神戸市中央区港島六丁目3番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

※印は法定の縦覧場所ではないが、投資家の便宜をはかるため縦覧に供しております。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第108期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(追加)

(5) 取締役の定数

当社の取締役は13名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(7) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式の取得ができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

(8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは当該事項を機動的に実施することを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。